

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年8月までの期間、同年9月、51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年8月まで
② 昭和50年9月
③ 昭和51年2月及び同年3月
④ 昭和51年4月から同年7月まで
⑤ 昭和51年8月から52年3月まで

申立期間については、亡き父が私の国民年金保険料をA納付組織に納めてくれていたはずである。

私が出稼ぎでB県内のC社で働いていた際、厚生年金保険に加入していたことについて父は知らないはずで、国民年金保険料を重複して納めていたと思うのだが、その分が還付されるわけでもなく、更に国民年金の未加入期間までもが存在することに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「亡き父が、申立期間に係る私の国民年金保険料をA納付組織に納付していたはずである。」と主張しているところ、申立期間①、②及び③については、当該納付組織の国民年金保険料集金内訳書の記録を見ると、昭和50年4月から51年3月までの期間において、申立人を含む家族4人分の保険料が納付されていたことが確認できる上、オンライン記録においても申立人の父母及び兄の納付記録は確認できるものの、申立人の納付記録については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿には記録されておらず、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

また、申立人はオンライン記録によると、昭和50年4月から同年8月

までの期間及び51年2月から同年7月までの期間において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、本来、申立期間①及び③に係る国民年金保険料は還付されるべきであるものの、納付組織の国民年金保険料集金内訳書及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）並びにオンライン記録には、申立期間①及び③の保険料を還付した記録は無く、その形跡も見当たらない。

一方、申立期間④及び⑤について、オンライン記録及び納付組織が管理する国民年金保険料集金内訳書を見ると、申立人の国民年金保険料が納付された記録が確認できない。

また、申立人及びその亡き父が申立期間④及び⑤について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年8月までの期間、同年9月、51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料について社会保険事務所（当時）から、納付事実が確認できない旨回答があった。

私は、申立期間の国民年金保険料は父が自宅を訪れていた市の国民年金連絡員に納付してくれていたと記憶している。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、その妻と共に国民年金制度が発足した昭和36年4月当初から国民年金に加入し、申請免除期間を除き保険料をすべて納付済みである上、昭和54年度からは付加保険料も併せて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「父は、昭和47年9月に結婚した申立人の妻の国民年金保険料も併せて納付してくれていた。」としているところ、申立人の妻の保険料は現在に至るまですべて納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月に払い出されているが、20歳到達時点の39年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は過年度納付が可能な期間であったこ

とから、納付意識の高かった申立人の父が、申立人の申立期間の国民年金保険料を未納とする特段の事情も見当たらない。

なお、A市に確認したところ、申立人の居住する地域には、当時A市の国民年金連絡員が存在しており、国民年金及び国民健康保険の相談業務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、A社の事業主は、申立人が昭和23年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年1月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年8月から同年12月までは2,400円、24年1月から同年4月までは3,600円、同年5月から同年12月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月1日から25年1月20日まで

私は、昭和23年7月1日から25年1月19日まで、A社に継続して勤務しており、りんご移出のため、昭和23年10月、11月にはB県のC市場へ出張し、24年1月にはD市に出張していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の詳細な記憶及び元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、オンライン記録において、事業所名は不明であるものの、申立人と氏名、生年月日が同じで、被保険者資格取得日が昭和23年8月1日、資格喪失日が同月2日である基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人はA社において、昭和23年8月1日に厚生年金保険被

保険者資格を取得し、同月 2 日資格を喪失しているが、その原因欄には「取消」と記載されているところ、資格取得時の標準報酬月額は 2,400 円、24 年 1 月は 3,600 円、同年 5 月は 3,500 円と記載されているものの、当該標準報酬月額について斜線が引かれ取り消されていることが確認できることから、申立人が 23 年 8 月 2 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚二人の旧台帳の記録によると、A 社における資格取得日は、申立人と同様に昭和 23 年 8 月 1 日であることが確認でき、資格喪失日については、当該二人の元同僚のうち E 氏の資格喪失日は不明であり、F 氏の資格喪失日は 24 年 12 月 10 日となっているところ、申立人は、「F 氏が退職してから 1 か月くらい後に A 社が倒産したため 25 年 1 月 20 日ごろに退職した。」と述べており、元同僚 E 氏は、「24 年 12 月 10 日ごろに退職した同僚 F 氏は、私より 1 か月くらい前に退職した。私は申立人と一緒に 25 年 1 月に退職し、失業保険の手続のため申立人と一緒に職業安定所へ行った。」と証言していることから、申立人は、同月 20 日に資格を喪失したと判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、A 社の事業主は、申立人が、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25 年 1 月 20 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人の旧台帳の記録により、昭和 23 年 8 月から同年 12 月までは 2,400 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 3,600 円、同年 5 月から同年 12 月までは 3,500 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人が同僚として名前を挙げた E 氏は、「私は、23 年 6 月 29 日に G 社を辞めて、1 週間くらい経ってから A 社に勤務した。私が A 社に勤務した時には、申立人は既に勤務していた。」と証言していることから、申立人は同年 7 月には A 社に勤務していたものと推認される。

しかし、当該元同僚の A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同様に昭和 23 年 8 月 1 日であることが確認できる上、同年 7 月における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成5年3月まで

私は昭和62年3月の結婚を機に国民年金保険料を納付し始めた。主に私の妻が町役場で納付した。私の妻の国民年金保険料の領収書は残っているし、平成3年からは勤務先の事業所で年末調整の際に保険料の領収書を提出しているのので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚を機に昭和62年春ころに国民年金の加入手続を行い、私の妻が国民年金保険料を納付してきた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年6月8日以降に払い出されており、昭和60年*月*日に遡^{そきゆう}及して初めて国民年金被保険者資格を取得していることから、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間はそのほとんどが時効により保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を過年度納付した記憶は無く、その形跡も見られない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間は72か月と長期間である上、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から57年9月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかつたとの回答をもらった。

私は、昭和57年ごろA市職員のB氏が自宅を訪れ、「国民年金保険料の滞納があるので、このままでは将来年金がもらえなくなるので保険料を納めてください。」と言われた。その後、A市職員のB氏が集金に訪れたときに、申立期間の夫婦二人分の未納保険料として約29万8,000円を現金で納付した記憶があるにもかかわらず、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市への照会結果によると、「申立期間当時、A市職員のB氏は、国民年金の担当課には在籍していなかつた。」と回答していることから、同市職員B氏は、申立期間当時は国民年金保険料を徴収できなかつたことが確認できる。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

A 県 B 市役所で昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続をした際、年金の減額を承知で同月 1 日から加入し、その後は、夫が私の分と一緒に遅延することなく毎月金融機関で国民年金保険料を納付していた。

国民年金の加入手続をしたにもかかわらず、一年間も国民年金保険料を納付しないままではいることは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「婚姻前に、夫から、私^{あまい}が会社を退職後に国民年金に加入していないことを指摘され、昭和 57 年 4 月に二人で A 県 B 市役所に行き国民年金の加入手続をした。」と主張しているものの、国民年金手帳記番号払出簿を見ると、申立人に対して 58 年 2 月 4 日以降に婚姻後の新姓で国民年金手帳記番号が払い出されたことが確認できることから、その主張とは異なっている。

また、申立人は、「夫が私の国民年金保険料も一緒に昭和 57 年 4 月から毎月金融機関で納付していた。」と主張しているが、申立人は当該時点では国民年金に未加入のため保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、さかのぼって納付することとなるが、申立人にはさかのぼって納付したとする主張は無く、その形跡も見られない上、申立期間の保険料を納付したとするその夫の記憶は曖昧で、具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立期間当時に居住していた A 県 B 市には申立人の国民年金

被保険者名簿は無く、オンライン記録及びC県D町が保管している国民年金被保険者名簿の記録においても、申立期間について国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 22 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、A社における加入記録が、昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 5 月 1 日までの期間となっている旨回答を受けた。

私は、B社を退職した直後の昭和 47 年 2 月 22 日からA社に勤務し、臨床検査を担当していた。私の厚生年金保険被保険者期間に5か月以上も未加入期間があることは何かの間違いだと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、元同僚等4人は、「A社で厚生年金保険に加入したのは、実際に勤めた日より後の日になっている。」と証言しており、うち一人は、「試用期間があると言われた。」と証言していることから、当該事業所では、採用時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人及び元同僚は、厚生年金保険の加入について、「当時は、厚生年金保険に加入させる判断に事務長が大きく関与していた。」と証言しているものの、当該事務長は既に他界しており、その後任者も体調を崩しているため、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の現在の事業主からは、「当時の資料は無く不明である。」との回答を得ている上、申立期間当時から当該事業所の経理事務を担当している会計事務所では、「当時の書類は廃棄しており、申立人の厚生年

金保険料の控除については確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 54 年 9 月まで (日付不詳)
申立期間は、A社で給料から社会保険料を差し引かれていた記憶があり、絶対に間違いはない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録 (申立期間のうち、昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 2 月 28 日まで) 及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間ころにB社 (54 年 3 月 9 日名称変更によりA社となる。) に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 53 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 9 月までについて、当該事業所に係るオンライン記録を見ると、申立人が名前を挙げた元同僚 7 人のうち 3 人については、厚生年金保険の被保険者記録が無く、当該事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる上、被保険者期間のある当時の従業員 30 人の記録を見ると、53 年 8 月 1 日から 54 年 1 月 1 日までに期間及び同年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間等と二つの期間に分割されており、被保険者記録が継続している者は見られない。

さらに、連絡の取れた当時の同僚 7 人に係る厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで等となっており、この中には「厚生年金保険の被保険者期間は、実際の勤務期間よりも短かった。」と証言する者もいる。

加えて、当該事業所に係る職歴審査照会回答票を確認したが、申立期間に該当する申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、B社は昭和54年11月30日に解散している上、当時の事業主からは「当時の資料は無い。」との回答を得ているほか、当時の経理担当者は所在不明であり、申立人が名前を挙げた元同僚7人のうち5人は死亡等により、連絡が取れないことから、当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できる関係資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
② 昭和 62 年 10 月ごろ (日付不詳) から 63 年 3 月 7 日まで

申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社にそれぞれ1年ほど勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間となっていない。当時の給与明細書等はないが、確かに勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社C営業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所の当時役員であった事業主の妻は、「当時は試用期間もあった上、採用してもすぐには厚生年金保険に加入させなかったこともあった。本人が経験者かどうかも考慮していた。」と証言している。

また、元同僚の二人は、「会社では、本人の希望により、厚生年金保険への加入を決めていた。当時は手取額を多くするため厚生年金保険に加入しない人もいた。」と証言していることから、当該事業所では、採用時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者加入記録は、雇用保険の加入記録と一致している。

申立期間②について、勤務期間の特定はできないものの、複数の元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所が保管している申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当時の事務担当者は、「会社には試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険への加入手続を行わず、保険料控除も行っていない。」と証言している上、複数の元同僚からは、「会社には見習い期間があった。」、「入社した際、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」との証言もあることから、当該事業所では、すべての従業員を入社時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、雇用保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月ころから46年9月ころまで
(日付不詳)

私は、昭和44年9月ころから46年9月ころまで、A市駅前にあったB社に勤務し、厚生年金保険に加入した記憶があるにもかかわらず、この間の加入記録が無い旨社会保険事務所(当時)から回答を受けたが納得できない。

当時の上司及び同僚の名前を挙げるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、勤務期間の特定はできないもののB社に勤務していたことは、当時の上司、同僚についての記憶及び元同僚の証言から推認することはできる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた当時の上司は、「申立人の名字に記憶はあるが、フルネームまでは分からない。当時は、従業員の出入りが激しく、顔を覚える前に辞めてしまうことは珍しくなく、何か印象深いことでもない限り覚えていない。勤務していたかどうかと聞かれても分からない。」とし、元同僚も「一緒に勤務をしていた時期はあったが、いつからいつまで勤務していたかは思い出せない。厚生年金保険に加入していたかどうかについても、本人と会社の問題だから分からない。」としており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、現在の事業主(C社)からは、「当社が、B社と合併する前に同社を退職している従業員の関係書類は引継ぎを受けておらず、申立人の申立期間における在籍の有無や厚生年金保険料を控除していたかどうかは確認できない。」との回答があり、関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

加えて、申立期間は国民年金の強制加入期間である上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立人はその妻と共に、申立期間中の昭和45年4月から国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

なお、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年7月(日付不詳)から19年2月1日まで

② 昭和19年3月1日から同年12月28日まで

申立期間については、同い年で同郷の友人と、A県B町のC社(現在は、D社)に、昭和16年7月ころ入社し、住み込みで働いたが、実家まで遠く帰省するのもままならないので、相談の上、一緒に19年12月ころに退職した。ところが、その友人と当該事業所での厚生年金保険被保険者記録に違いがあるのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の元同僚の証言により、申立人が申立期間ころに当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和19年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除等について現在の事業主に確認したところ、「65年以上も昔のことで、当時の資料も無く、当時を知る人もいないため不明である。」と回答しており、関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同時に入社し、同時に退職したとする元同僚に、申立人の退職時期について確認したところ、「私は、昭和19年8月1日にはE社で勤務した。その何か月か前にはC社を辞めた。申立人は私より後に当該事業所を辞めたと思うが、その時期は特定できない。」と証言している。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、「C社資格取得19. 2. 1、資格喪失19. 3. 1、原因解雇」と記載されていることが確認

でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年4月(月日不詳)から19年6月1日まで

② 昭和23年12月1日から24年7月1日まで

申立期間①については、亡き父から小学校卒業と同時にA社で働いたと聞いている。

申立期間②については、当該事業所に就職以来継続して勤務していたはずなので、空白期間はあり得ない。この当時、事故で重傷を負ったことがあり労災ではないかと思われ、この空白期間と関係があることは明らかである。

申立期間のすべてについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、現在の事業主であるB社に申立人に係る在籍及び厚生年金保険への加入状況等について照会したところ、当該事業所の在籍証明書により、申立人は昭和19年3月24日に当時のA社に入社し、同社C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所は、昭和17年1月1日に労働者年金保険の適用事業所となっているものの、申立人は19年6月1日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致する上、厚生年金保険被保険者台帳索引票の被保険者台帳記号番号

を見ると、申立人の前後 30 人の被保険者も申立人と同様に同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間①当時、申立人は、小学校卒業と同時に A 社に勤務したとしているところ、当該事業所に勤務していた 3 人の元従業員は、「当時の C 事業所には、12 歳から 15 歳ぐらいの従業員が勤務していた記憶は無い。」としている。

申立期間②については、現在の事業主から提出された在籍証明書を見ると、「昭和 23 年 11 月 5 日依願解僱使（休職扱）D 局 E 支局派遣」、「24 年 7 月 1 日復職 C 事業所」と記載されており、現在の事業主は、「弊社では、23 年 11 月 5 日から 24 年 6 月 30 日までは休職扱いとなっていることから、当時の厚生年金保険料の徴収、納付義務は負っていなかったものと考えられる。」と回答している。

また、申立人は事故による負傷が未加入期間と関係があると申立てていることについて、現在の事業主は、「昭和 24 年 12 月 26 日、金柵立作業中に金柵が倒れ罹災し、頭部挫傷頭蓋骨骨折で同月 27 日より 26 年 3 月 31 日まで休業しており、未加入期間との因果関係は認められない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。